

(仮称) 苫小牧市周辺エリアにおけるまちづくりの在り方検討調査業務
ヒアリング実施要領及び評価基準

1 審査

(1) 選定委員会の設置

ヒアリング、企画提案書及び提案価格の評価は、(仮称) 苫小牧市周辺エリアにおけるまちづくりの在り方検討調査業務委託業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置して行う。

2 評価及び選定

一次評価及び二次評価を実施する。なお、提案者が3者以下の場合は二次評価のみ実施する。

(1) 一次評価（書類審査）の実施

提出された企画提案書の内容により、選定委員会において一次評価（書類審査）を実施する。一次評価（書類審査）は「(3) 評価基準」の各項目に基づき採点するものとし、二次評価（ヒアリング）に当該評価結果を引き継がないものとする。

なお、提案者が4者以上あった場合には、一次評価（書類審査）の結果に基づき、二次評価（ヒアリング）を実施する3者を選定することができるものとする。この場合、一次評価（書類審査）の実施後、速やかにすべての提案者に対し、評価結果を通知する。

(2) 二次評価（ヒアリング）の実施

ア ヒアリングは、令和6年8月1日（木）に、苫小牧市役所にて行うものとするが、開始時間及び実施場所は別途通知する。

イ ヒアリングは、1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は60分以内とする。
（提案説明30分、質疑応答30分を予定）

ウ ヒアリングは、一般非公開とする。

エ ヒアリングの内容は、提出のあった提案内容に基づくものとする。なお、資料の追加提出は認めない。

オ ヒアリングにおいては、企画提案書では説明が難しい点やアピールしたい点について行うこと。この説明においては、プロジェクター及びスクリーンを使用することができる。

また、プロジェクター、スクリーン、パソコン及びマイクスピーカーは当市で用意可能だが、その際はあらかじめ担当部署に連絡すること。その他機材については提案者が用意すること。

カ ヒアリングの説明者は補助者を含めて5名までとし、原則対面による。オンラインによる場合の提案者側の通信方法については、提案者の責任の範囲とする。

キ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び選定から除外する。

ク 選定委員会の委員が、評価採点を行う。

(3) 評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、審査及び評価を行う。

ア 業務工程及び実施体制、業務実績に関すること【15点】

- (ア) 次年度の取組みを見据えたスケジュールが示されているか。
- (イ) 委託業務に対して知見のあるメンバーやアドバイザーを含む体制が構築されているか。
- (ウ) 委託業務と同等又は類似業務の実績を有しており、その内容が本業務に有効であるか。

イ 現況調査に関すること【20点】

- (ア) 次世代半導体生産工場の整備、苫小牧駅前再整備、データセンターの整備及び脱炭素先行地域の選定によるGXの推進等の調査・分析の手法が明確に示されているか。
- (イ) 本市の今後のまちづくりに影響を与える調査・分析の結果がイメージできるものになっているか。

ウ 関係者ヒアリング調査に関すること【20点】

- (ア) 関係者ヒアリングの対象者と内容が明確に示されているか。
- (イ) 対象者からの意見、アドバイスを得るための工夫が示されているか。

エ 今後のまちづくりの在り方の設定に関すること【20点】

- (ア) 本市周辺エリアにおける既存政策の動向を踏まえて、今後必要となる本市における政策の検討につながる設計になっているか。
- (イ) 本市の公共交通や移動に係る政策について、現状と課題を踏まえた新たなモビリティサービスを活用した移動政策になっているか。

オ まちづくりの在り方の実現に向けた論点整理とアクション導出に関すること【10点】

- (ア) 実現に向けた論点設定の検討内容がイメージできるものになっているか。
- (イ) 抽出された論点に対する具体的なアクションを検討、整理できる設計になっているか。

カ まちづくりの在り方検討会議の設置・運営に関すること【5点】

- (ア) 具体的な検討会議メンバー案が提示されており、各メンバーの所属や特性に応じた意見聴取、意見交換が見込める運営方針が示されているか。

キ 提案の独自性、創意工夫に関すること【5点】

- (ア) 委託業務を効果的かつ円滑に進めるための業務設計ができているか。

ク 見積額【5点】

2 結果通知

(仮称) 苫小牧市周辺エリアにおけるまちづくりの在り方検討調査業務に関する公募型プロポーザル実施要領「15 結果の通知・公表」のとおり